



糸満市産業まつり

【出店要項】



■イベント開催概要

主 催 者	糸満市
開催日時	令和8年2月21日（土）から2月22日（日） 両日ともに <u>10:00～17:00</u>
開催場所	糸満市西崎親水公園（2工区東部緑地帯）
事業目的	糸満市内の事業所及び地場産品を市内外にPRし、地元事業所及び地場産品の優先的な使用や地産地消を啓発し、域内事業所の経営発展に資する。併せて、賑わいを創出することで消費意欲を刺激し、域内経済の循環を図る。

■プログラム

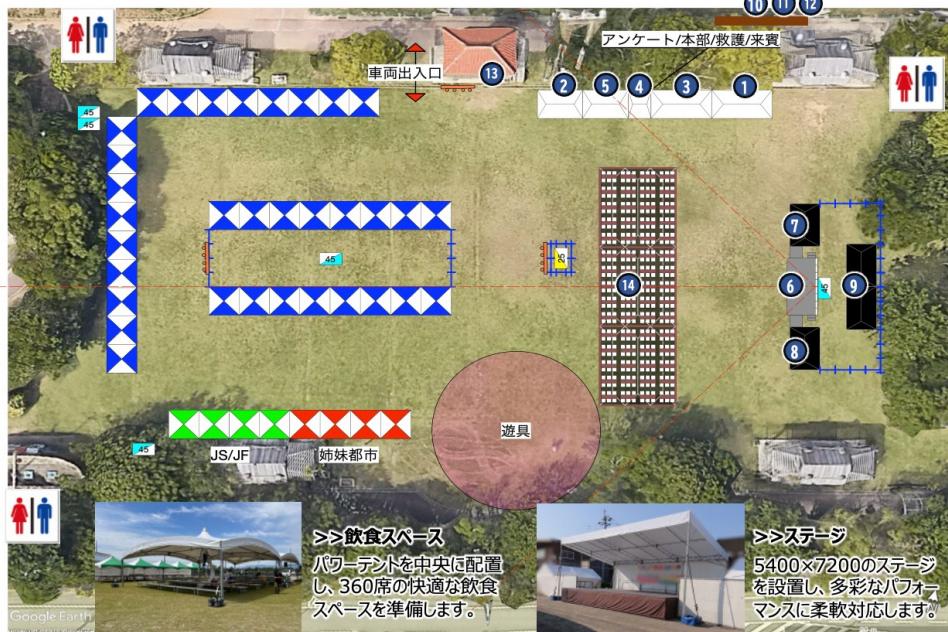
2/21(土) 2/22(日)

総合司会
照屋あき(FMたまん)

TIME	LAP	ステージ進行 Stage Program	ステージ内容 Stage Contents	フィールド アトラクション Field Attraction
10:00～17:00			出店販売	
09:00				
09:30			市民芸能団体リハーサル	
10:00		オープニング	MCにて対応	
10:30		出店事業者商品PR	出店者登壇MCと商品紹介PR	
11:00		糸満市民芸能祭	市民芸能団体①	アンケート
11:30		〃	市民芸能団体②	ワークショップ
12:00		大抽選会①	MCにて対応	
12:30		出店事業者商品PR	出店者登壇MCと商品紹介PR	
13:00		糸満市民芸能祭	市民芸能団体③	ワークショップ
13:30		〃	市民芸能団体④	ワークショップ
14:00		大抽選会②	MCにて対応	ワークショップ
14:30		出店事業者商品PR	出店者登壇MCと商品紹介PR	ワークショップ
15:00		糸満市民芸能祭	市民芸能団体⑤	ワークショップ
15:30		〃	市民芸能団体⑥	ワークショップ
16:00		大抽選会③	MCにて対応	
16:30		エンディング	MCにて対応	
17:00				
17:30				
18:00				

*ステージプログラムは変更になる場合があります。予めご了承ください。

■会場レイアウト



No.	
①	来賓
②	大抽選会・抽選会引換所
③	本部
④	救護
⑤	アンケート
⑥	ステージ

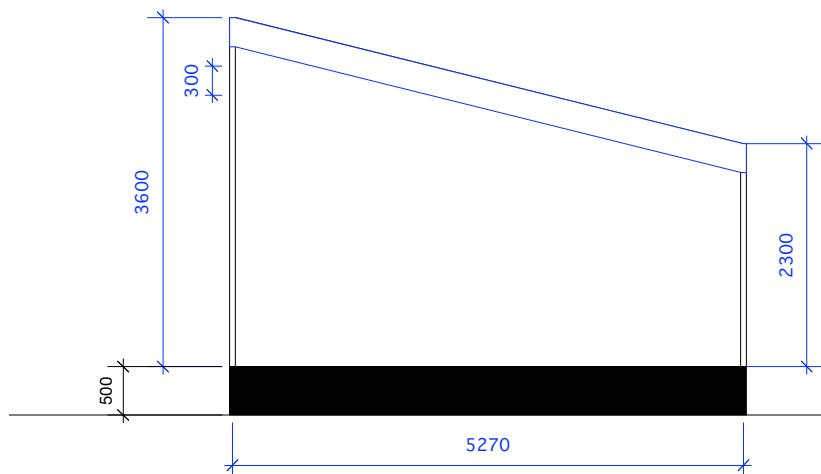
No.	用途
⑦	PA及び出演者控え室
⑧	PA及び出演者控え室
⑨	出演者控え室
⑩	多目的トイレ
⑪	女性仮設トイレ

No.	用途
⑫	男性仮設トイレ
⑬	会場・出店者ゴミステーション
⑭	飲食スペース

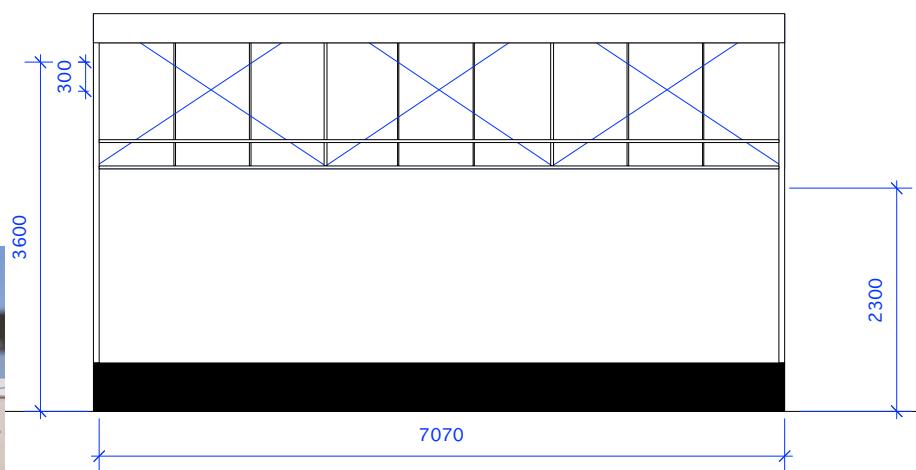
* 番号がふられていないテントは出店テントとなります。

■ステージレイアウト

【側面】



【正面】



【イメージ】



※会場・ステージレイアウトは変更になる場合があります。予めご了承ください。

■出店要綱 - 1

1. 総則

- (1) 糸満市産業まつりの出店に関する一切の事項はこの要綱による。
- (2) 出店業者は、この要綱を遵守しなければならない。またイベントの運営を妨げる行為をしない。
- (3) 糸満市産業まつり運営事務局（以下「運営事務局」という。）は、出店業者がこの要綱に反する行為を行った場合、またはイベントの運営を妨げる行為を行なった場合はその業者に対し、出店の取り消しまたは、営業を停止し、退去を命ずることができることとし、該当出店業者については 次回からの出店は一切認めない。

【出店資格】

- (1) 出店者は糸満市内に事業所を有する事業者に限るものとする。
- (2) 運営事務局及び出店の共同管理を行う（有限会社三真堂）の指示を守れる者。

2. 出店基準

- (1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていることとし、当日は営業許可証（原本）を掲示すると共に営業にあたっては関係法令の記載事項を順守すること。
- (2) 公序良俗に反する出店は一切認めない。
- (3) 暴力団構成員並びに暴力団準構成員が運営、もしくは販売者として従事させる場合の申込は受け付けない。

【事項及び条件等】

- (1) 保健所の許可を必要とする業種（飲食関係等）で許可証のないものは出店を認めない。
- (2) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
※名義貸しが発覚した場合は名義者に対して、即刻出店を停止・撤去を行なう。名義貸し者に対して今後一切の出店受付を行なわない。
- (3) イベント期間 2日間出店できることを原則とする。また、指定された場所以外での営業活動、及びこれに付随する活動をしてはならない。
- (4) 出品の販売価格は原則として自由とするが、市場実勢価格を守ることとし不当な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を必ず表示すること。
- (5) 店舗前の見やすい場所に必ず商号を表示すること。
- (6) 販売する商品または材料等は、市産品や県産品を可能な限り優先して使用すること。
- (7) 運営事務局が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示すること。許可証なき者の営業は一切認めない。
- (8) 不慮の事故または発電機の故障による営業補償については運営事務局及び共同管理事業者は一切その責任は負わない。また、火器を必要とする全ての出店業者は火気使用の注意事項を遵守すること。
- (9) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行なうとともに、保健所の許可が必要な業種についてには必ず保健所の許可を得ることとし、祭り当日は保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。万一食中毒等が発生した場合、出店業者は自らの責任でもって適切な対応をすること。
- 沖縄県南部保健所 電話098-889-6351 沖縄県島尻郡南風原町字宮平212**
- (10) 物販および飲食物を取り扱う出店者は、生産物賠償責任保険（PL保険）または食品営業賠償共済保険へ加入していることが望されます。万が一の事故に備え、事前の確認をお願いいたします。
- (11) 物販・ゲーム・遊具等を取り扱う出店者は、施設賠償責任保険へ必ず加入していることが望されます。安全な運営のため、事前の確認をお願いいたします。
- (12) 未成年者への酒（アルコール）類の販売を禁止する。（法律により罰せられます）またその旨を掲示すること、必ず自動車を運転する者への、飲酒を目的とした酒（アルコール）類の販売を禁止し、その旨を店頭に表示すること。万一販売を行っているのが発覚した場合、次回からの出店を認めない。
- (13) 物販・ゲーム等の出店において、他者に危害を与えるおそれのあるもの（エアガン・レーザーポインター等）、及び会場を汚損するおそれのあるもの（パーティスピラー等）について、商品及び景品として取り扱うことや、現金を商品及び景品として取り扱うことを禁止する。また、飲食物を取り扱う業者は、瓶など割れ物の容器による販売を禁止する。
- (14) 営業に伴い、盗難及び危険防止等の管理を十分に行なうこと。万一損害を被った場合でも運営事務局及び、出店管理事業者は一切責任を負わない。
- (15) “開栓せず”に販売する酒類については、税務署での事前手続きが必要となります。該当する出店者は必ず所轄税務署へご確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

■出店要綱-2

- (16) 申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、事前に届出を行い、その承認を得ること。
- (17) イベント期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を運営事務局に連絡すること。
連絡なき者は次回からの出店を認めない。
- (18) イベント開催中は、店舗周辺の清掃は隨時行い常に出店周辺の美化に努めること。また、イベント翌日、全出店者で清掃作業を行うので参加する事。
- (19) 暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。
この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を申し立てないこと。
- (20) 運営管理について、運営事務局の行う指示、また腕章をした指導員の指示に従うこと。
- (21) 出店者は、当日会場でお配りする売上報告書を必ず提出すること。(1日目、2日目分けて報告)

3. 申込方法及び申込先

- (1) 「出店申込書」に必要事項を記入の上必要書類を添えて【運営業務委託事業社/有限会社三真堂】に申込むこと。
**有限会社三真堂 担当：新本(あらもと) ※受付時間：月～金曜日 9:00～18:00
TEL : 090-1518-0467 FAX : 098-994-8642 Mail : aramoto0608@gmail.com**
- (2) 他人の商号または名義・住所を借りて申し込むことはできない。
※受付時は本人確認ができるものをお持ちください。（免許証または健康保険証等）
- (3) 申込手続きを完了した者に対し、出店説明会及び出店場所の抽選を行った後で出店許可証を交付する。
- (4) 場所決定後は原則としてその場所の変更はできない。ただし、出店業者間同士の話し合いで場所の変更を行うときは遅滞なく連絡し、必ずその承認を得ること。

4. 申込受付期間及び時間と出店説明会場所抽選日

- (1) 申込受付期間及び時間と場所抽選日は次のとおりとする。

申込受付期間及び時間	出店説明会・場所抽選日
期間：令和7年12月26日（金） ※12:00まで 受付時間 9:00～18:00	日時:令和8年1月28日（水）14:00～ 糸満市役所3階 3-c会議室 ※当時は出店者は必ず出席すること。※出店料徴収

※申込期日以降のキャンセルは不可とする。

- (2) 出店業者の決定
申込受付期間内で申し込むこと。ただし申込数が定数を上回った場合は抽選により出店者を決定する。
- (3) 抽選順について抽選については下記の順に行う。抽選した業者から順に場所を指定していく。
抽選順
 - ① 糸満市商工会・糸満市観光協会の会員で「糸満市内に事業所を有する事業者」であるもの。
 - ② 非会員で「糸満市内に事業所を有する事業者」であるもの。
 - ③ 出店事業者

5. 出店料

原則、イベント期間2日間で次のとおりとする。

- (1) 会場：一店舗当たり**4坪テント(3600×3600)**
- (2) 出店料は、次のとおりとする。

必要書類	出店料金	備 考
簡易営業 許可証	A:飲食出店 45,000円(税込) テーブル(1800×600)2台、蛍光灯1灯、電気1系統(1500Wまで/コンセント2口)、腰板3方、敷板ブルーシート、2層シンク(20Lポリタンク)、消化器含む	
会員は 会員証	B:物販出店 20,000円(税込) テーブル(1800×600)2台、蛍光灯1灯、電気1系統(1500Wまで/コンセント2口)	4坪テント(3600×3600)
	C:体験ブース出店 30,000円(税込) テーブル(1800×600)2台、蛍光灯1灯、電気1系統(1500Wまで/コンセント2口)	
	D:展示出店 無料 テーブル(1800×600)2台、蛍光灯1灯、電気1系統(1500Wまで/コンセント2口) *無人状態での展示は禁止とします。必ず管理者を配置してください。	

○出店料は、出店説明会当日にて現金で支払うこと。

■出店要綱-3

- (3) 既に払い込んだ出店料は、次の場合を除きいかなる理由があっても返納しない。
 ① 天候不良、または災害等により、運営事務局がイベントを中止すると判断した場合。
 ② 感染性の疾病（インフルエンザ等）の蔓延、または蔓延するおそれがあり、運営事務局がイベントを中止すると判断した場合。

6. 営業時間

次の営業時間を厳守すること

○ 開店時間 10:00 ○ 閉店時間 17:00

- (1) 閉店時間以降は、定められた範囲内で店舗の照明をおとし、速やかに閉店準備を行うこと。
 発電機の電源は18:00に落とすこと。
 (2) 閉店時間以降の物品等の販売を禁止する。万一販売を行っているのが発見（発覚）した場合、次回からの出店を認めない。

7. 駐車場

- (1) 出店業者の駐車場については、運営事務局が指定する駐車場を利用すること。
 (2) 但し、駐車スペースが限られているため、1店舗に対し車両1台までの確保とする。
 (3) 運営事務局が交付する駐車許可証を、見えやすい場所に表示すること。
 (4) 運営事務局が指定する場所以外の会場内及び会場周辺への駐車を禁止する。

8. 設営及び撤去

- (1) 設営は、2月20日（金）12:00から開始とする。イベント当日10:00までに完了すること。
 (2) 来場者の安全確保を目的として、イベント当日の9:00から18:00までの時間帯は、搬入・搬出のためのイベント会場内への車両乗り入れを禁止する。
 ※搬出に関しては会場の状況により時間が遅れることがある。
 (3) イベント終了後の撤去については、イベントの最終日2月22日（日）20:00までに完了すること。

9. ゴミの分別及び処分 確認必要

- (1) 出店者は、自ブースで発生したごみを責任をもって管理・処理すること。
 (2) 来場者用ごみ箱への投棄を禁止する。
 (3) ごみは可燃・不燃・資源等、指定区分に従い分別すること。
 (4) 段ボール・梱包材等の大型ごみは、各自持ち帰ること。
 (5) 油類・液体廃棄物は、下水・地面等へ排出せず、専用容器により各自持ち帰ること。
 (6) 営業終了後は、速やかにブース内の清掃およびごみ処理を行うこと。
 (7) ルール違反が確認された場合、清掃費等の実費を請求する場合があります。

10. 重要事項

- (1) イベントが中止または延期されたことにより出店業者が被った損害については、運営事務局及び出店管理事業者は一切責任を負わない。
 (2) 会場となっている糸満市西崎親水公園（2工区東部緑地帯）への車両の乗り入れで施設を損傷させる行為は厳禁とする。これに従わず施設を損傷させた場合には、運営事務局は当該損害の賠償を請求する。
 (3) この要綱に定めのない事項については、運営事務局の指示に従うこと。
 (4) 本要綱に違反した者は、次回からの糸満市が開催するイベントの出店資格を失うものとする。
 (5) 出店業者は、イベントを安全且つ順調に実施する義務を負う。
 (6) 個人情報の取り扱いについては、祭りを安全かつ円滑に実施、運営するために必要な範囲内で使用する。

■出店スケジュール

※スケジュールは多少変更になる場合があります。予めご了承ください。

	時間	内容	備考
2月20日(金)	12:00	設営・搬入	会場内への機材搬入
	18:30	車両出し	
	19:00	退出完了	

	時間	内容	備考
2月21日(土)	07:00	出店業者設営・搬入	会場内へ機材搬入
	09:00	車両出し	
	10:00	営業開始	
	17:00	営業終了	
	18:00	出店車両入り	*会場の状況を見ながら判断
	19:00	退出完了	

	時間	内容	備考
2月22日(日)	07:00	出店業者準備・搬入	
	09:00	車両出し	
	10:00	営業開始	
	17:00	営業終了	
	18:00	出店車両入り	
	20:00	出店者全撤収	

	時間	内容	備考
2月23日(月)	10:00	清掃	出店業者全員参加
	11:00	清掃終了	
	11:30	エリア内チェック	

■お問合せ・お申込先
 -運営業務委託事業社-
 有限会社三真堂
 担当者：新本(あらもと) 090-1518-0467

糸満市産業まつり 出店申込書

7

※赤枠内をご記入ください。

出店者名				テナント番号
代表者名				
住所				出店内容 ※○を付けてください。 飲食 物販 体験 展示PR その他()
出店責任者連絡	携帯番号	メールアドレス		
出店品目 ※具体的に				
出店スペース	4坪テント(3600×3600)			
	出店備品：出店要項参照			
	出店料： A:飲食出店 45,000円(税込) B:物販出店 20,000円(税込) C:体験ブース出店 30,000円(税込) D:展示出店 無料			
スタッフ数	人	駐車車両	車両No.	車種

■所定の設備以外に持ち込み使用する器具、設備名を明記してください。特に電気機器は使用電力量=W 数も記入してください。

必ずお書きください。	器具、設備名	使用電力量	器具、設備名	使用電力量

※必要事項の記載がない場合は受付できません。

上記のとおり出店参加申し込みを致します。

令和7年 月 日

【申込者】

社名(出店店舗名)： ()

住所：

担当者名：

※関係者駐車場への車両持ち込みは1台となります。予めご了承ください。
※その他、備品の追加発注等ありましたら事務局までお気軽にご相談ください。